

第7回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

対処すべき課題

企業集団の主要な事業内容

主要な営業所及び工場

新株予約権等の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

株式会社GENDA

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

対処すべき課題

GENDA（グループ全体を総称）は、アミューズメント施設の運営を中心としたエンターテインメント領域での事業を推進しており、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 安定したキャッシュ・フローの確保

GENDAの成長戦略の軸の一つであるM&Aを実施するためには、安定的なキャッシュ・フローが必要です。合理化した店舗運営や徹底した経営管理によってキャッシュ・フローの管理を行うとともに、新規の投資を行う際は投資委員会にてその費用対効果を十分に検討したうえで実行してまいります。

② M&A

GENDAは、エンターテインメント業界においてM&Aや資本提携等の手法を用いて企業価値を高めていくことを成長戦略の柱に据えております。そのためには、潜在的なシナジーを有する対象会社のソーシング及びエグゼキューション、並びに株式価値向上を企図した規律ある資金調達を行うことが必要です。GENDAは、エンターテインメント業界において幅広い人脉や豊富な知見を有する経営陣、M&A及びファイナンスに関して豊富な経験を有する役職員、並びにDXやテクノロジーに精通したエンジニアチームを擁しており、これらに対応してまいります。GENDAは、世界一のエンターテインメント企業を目指し、ゲームセンター業界を主軸としながら、エンターテインメント領域全体をターゲットとして、積極的にM&Aを実施しております。GENDAは、エンターテインメント業界の各社が同一企業群となることで、実態的には無数のクロスセルのシナジーが発生し、M&AによりGENDAに参画した各グループ企業の業績が向上し、GENDA全体の企業価値の向上に繋がっていると考えております。更に、北米で8,000箇所の以上のミニロケ（無人のゲームコーナー）拠点を有するNational Entertainment Network, LLCのM&Aにより北米のエンタメ・プラットフォームが飛躍的に増加したことで、日本が世界に誇るアニメ等のIPをミニロケを通じて北米のアニメファンにお届けする架け橋となって参ります。また、GENDAは、これまでゲームセンターのロールアップM&A以外にも、アミューズメント施設向けプライズ企画・卸売の株式会社アレスカンパニー、プライズ企画製造の株式会社フクヤホールディングス、カラオケ施設運営を行う株式会社シン・コーポレーション及びカラオケ機器卸売を行う株式会社音通、映画配給事業を行うギャガ株式会社、飲食関連事業の株式会社レモネード・レモニカ、株式会社Sweet Pixels、株式会社シトラム等、エンターテインメント領域に属する様々な企業を対象に、累計で40件となるM&Aを公表してまいりました（2025年1月末時点）。GENDAは、今後もエンターテインメント領域において、M&AをGENDAの成長戦略の重要な施策と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。エンターテインメント領域全体をM&Aの対象領域としておりますが、当該事業年度においては具体的には以下の各領域におけるM&Aを検討しております。

1) アミューズメント施設運営領域

「エンタメ・プラットフォーム事業」において、2020年12月に株式会社セガ エンタテインメントの株式を取得したことを皮切りに、2025年1月末までにアミューズメント施設を運営する会社及び事業を計13件譲受してきたことに加えて、2024年11月にはミニロケを米国全土で約8,000箇所所有するNational Entertainment Network, LLCをM&Aしてきており更なるグループシナジーの拡大を企図した、国内外アミューズメント施設のロールアップを検討しております。

2) カラオケ領域

「エンタメ・プラットフォーム事業」において、2024年2月にカラオケ施設を全国に展開する株式会社シン・コーポレーションの株式を取得し連結子会社としたことにより「カラオケ」領域を開始するとともに、2024年9月には株式会社シン・コーポレーションとのグループシナジーの拡大を目的として、カラオケ機器の販売・レンタルを展開する株式会社音通を連結子会社化しております。当該事業年度においても「カラオケ」領域におけるシナジー拡大を企図したロールアップを検討しております。

3) F&B領域

「エンタメ・プラットフォーム事業」において、2023年10月にレモネード飲料の企画及び開発、製造を行い、国内外でレモネードの販売を行う株式会社レモネード・レモニカの株式を取得したことを契機に、「F&B」領域を新設いたしました。その後、2023年11月に日本ポップコーン株式会社（現・株式会社Sweet Pixels）の親会社の株式を、2024年5月には若者に人気のリキュール「クライナーファイグリング」の輸入及び国内での販売を手掛ける株式会社シトラムの株式をそれぞれ取得いたしました。GENDAの各プラットフォームを活用したこれら飲食物の販売・提供及び「GiGO」で展開するIP等とのコラボ商品を展開することによる新たな顧客開拓等、グループシナジーが発現されております。当該事業年度においても引き続き、F&B領域での新たなM&Aを検討してまいります。

4) キャラクターMD領域

「エンタメ・コンテンツ事業」において、2024年1月にアミューズメント施設向けのプライズゲーム（景品を獲得することを目的としたアーケードゲーム）のプライズ（景品）の企画・販売事業を展開する株式会社フクヤ（以下「フクヤ」）の親会社である株式会社フクヤホールディングスの株式を取得したのち、その後もフクヤが展開する推し活グッズの「fanfancy+」ブランドとGENDA GiGO Entertainmentとのコラボレーションによる推し活専門店「fanfancy+with GiGO」を展開する等の施策を講じてまいりました。「キャラクターMD」領域の更なる拡大を目的とし、プライズゲームの景品に限定することなく、IP/キャラクター商品領域の企業を対象として、更なるM&Aを検討しております。

5) コンテンツ&プロモーション領域

「エンタメ・コンテンツ事業」において、2023年9月にVR作品の製作を手掛ける株式会社ダイナモアミュージメントの完全子会社化、2023年11月に映画配給を手掛けるギャガ株式会社の株式取得を実施いたしました。また、ギャガ株式会社が配給したアニメ映画「デッドデッドデーモンズデデデデステラクション」(前章・後章の2部作)とコラボレーションしたポップコーンを、株式会社Sweet Pixelsが企画・提供し、「GiGO」で販売する等、グループ横断的な施策を実施いたしました。今後もGENDAのプラットフォームを活用しながらコンテンツをファンに届けるといったグループシナジーの極大化を目的として、コンテンツ&プロモーション領域でのM&Aを検討してまいります。

6) その他

GENDAでは、既存事業領域に限らず、シナジーの発現が期待できるその他の領域へも事業拡大を図ってまいります。上述のとおり、GENDAはアミューズメント関連事業及びカラオケ事業を主力として運営しておりますが、エンタメビジネスの上流であるエンタメ・コンテンツ(IP等の企画・製作)から、下流であるエンタメ・プラットフォーム(商品化されたIPのお客様への展開)に至るまで、地続きであるエンタメ業界の中で、企業相互のシナジーの発現が期待できる領域でのM&Aを検討しております。

③ 海外展開の強化

GENDAは、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場にGENDAのサービスを提供していく必要があると考えております。現在は米国、中国及び台湾等への展開を実施しておりますが、今後は成長が見込める他の地域への進出も検討してまいります。

④ 人材・組織の強化

GENDAは、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。とりわけ公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

⑤ 顧客の嗜好・動向の把握

これまでアミューズメント施設の運営において、顧客の属性、動向等顧客行動の把握は限定的な範囲に留まっておりました。今後はこれらの情報を自社の顧客向けアプリケーションと紐づけることにより、これまで把握できていなかった顧客行動をつぶさに関知することにより、一層お客様のニーズに応えるサービスを提供することを検討してまいります。

⑥ 財務上の課題

GENDAは多数の金融機関から借入れ及びリースを行っておりますが、営業活動による安定的なキャッシュ・フローを源泉として強固な財務基盤を築いているため、2025年1月末時点において優先的に対処すべき財務上の課題はございません。しかしながら、今後当社の成長戦略であるM&Aを実施した際、一時的に有利子負債が増加する可能性があるため、営業活動による安定したキャッシュ・フローの確保に加え、金融機関との一層の関係強化や資金調達が多様化により、財務体質の更なる強化に努めてまいります。

⑦ 内部統制、コーポレートガバナンスの強化

GENDAは、連続的にM&Aを実施し、非連続に成長していくことを成長戦略の柱に据えております。そのため、新たにグループインする企業も含めて、上場企業集団にふさわしい透明性と健全な経営を行うことが重要であると認識しております。GENDAがM&Aを行う際は、業績やコンプライアンスの遵守等、経営の根幹を成す事項について、有効な管理が働き、将来への対応が早期に図れるよう内部統制システムを充実することで、グループ全体のガバナンス及びコンプライアンス体制の強化につなげるよう対応してまいります。

企業集団の主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

GENDA（グループ全体を総称）は、「世界中の人々の人生をより楽しく」というAspiration（アスピレーション：大志）の実現のため、グローバルにエンターテインメントのネットワークを構築し、世の中に流通する「楽しさの総量」を増やすことを目指しております。エンターテインメント・ビジネスを営むGENDAがグローバル展開を進めていく過程で、世界中の人々により多くの楽しさをご提供させていただくことで、GENDAの掲げるAspirationを実現してまいります。

GENDAは、エンターテインメント業界でのM&Aによる「連続的な非連続な成長」を成長戦略とし、「エンタメ・プラットフォーム事業」と「エンタメ・コンテンツ事業」の2つのセグメントで事業運営を行っております。現在、エンターテインメント・ビジネスは、アニメ等のIPコンテンツと、IPコンテンツとファンを繋ぐプラットフォームの二つに大別することができます。人気のアニメやゲーム等のIPを含むコンテンツが世界中で日々生み出されており、そのコンテンツをお客様に届けるための手段として様々なプラットフォームが活用されています。オンラインにおけるプラットフォームとしては、動画・音楽・ゲーム配信やストーリーミング・サービスがその一例であり、オフラインにおけるプラットフォームとしては、ゲームセンターや各種エンタメ施設等リアルなエンターテインメント体験の場がその役割を担っております。GENDAでは、主力事業となっているアミューズメント施設運営等の「エンタメ・プラットフォーム事業」の拡充により、エンターテインメント・ビジネスにおける基盤を拡大し、強固なものにしていながら、かかるプラットフォームを利用した「エンタメ・コンテンツ事業」にも徐々に進出しております。かかるビジネススキームにより、例えばGENDAの保有する人気IPコンテンツをGENDAの運営する様々なプラットフォームにおいて展開し、これらの各プラットフォーム利用者数を増大させるとともに、あるプラットフォームの利用者に対し別プラットフォームの利用も促進するといった、エンターテインメント・ビジネスの上流（IP等の企画・

製作) から下流 (商品化されたIPのお客様への展開) に至るまでのバリューチェーン上で相互にシナジーを発現する、GENDAならではのエンタメ経済圏を確立していくことを目指しております。

「エンタメ・プラットフォーム事業」においては、GENDAの主力事業である「アミューズメント」に加え、カラオケ施設の運営や機器流通を行う「カラオケ」、「エンタメとしての食」をお届けするプラットフォームとしてフードやドリンク等を提供する「フード&ビバレッジ(F&B)」を展開しております。

「エンタメ・コンテンツ事業」においては、人気のIPに登場するキャラクターや当該IPの世界観等や魅力を活かした商品、イベント等を企画・提供する「キャラクター・マーチャンダイジング (MD)」、アニメの制作や出版を含むIPの上流領域である「コンテンツ&プロモーション」を展開しております。

国内のアミューズメント施設運営業界においては、全国展開する大手プレーヤーのほか、特定の地域に根差した中小規模のアミューズメント施設運営企業が数多く存在します。そのような企業の中には、経営の合理化が進みにくい、人材を十分に確保できない、デジタル化が遅れている、初期投資がかさむため魅力的なアミューズメントマシンや景品を導入することができない、といった経営課題を抱えている企業が多く存在します。

このような課題を抱えた企業に対してGENDAは、M&Aや資本業務提携等を用いることで、GENDAが保有するアミューズメント施設運営に関する知見や経営資源を提供等による経営効率改善等の支援を行ってまいります。さらに当社は、エンジニアの採用を積極的に進めており、DXを加速させることで、これまで手作業や現場の経験と勘によって支えられてきたアナログな業務から脱却し、より時流に沿った質の高いサービスを提供できるようにすることを目指しております。加えて、これらを海外におけるアミューズメント施設運営にも活かし、世界中に今までになかった新しい「楽しさ」を提供することで、GENDAのAspirationの実現を目指してまいります。

さらに、アミューズメント施設運営とシナジー効果の期待できるエンターテインメント企業のM&Aも積極的に実施し、GENDAの企業間で相互に事業拡大及び利益貢献する構造を構築していく方針です。GENDAはこれまでもアミューズメント施設運営のほか、アミューズメント施設向けプライズの企画・卸売及びキャラクターIP関連グッズ販売、カラオケ施設運営及びカラオケ機器卸売、映画関連、飲食関連等、エンターテインメント領域の様々な企業を対象にM&Aを実施してきました。今後も世界一のエンターテインメント企業を目指し、エンターテインメント領域全体をターゲットとして、積極的にM&Aを実施してまいります。

GENDAは、アミューズメント施設運営を含むエンターテイメント企業のM&Aや経営課題への対応に必要な体制を、以下のとおり構築しております。

- ① アミューズメント施設運営の業界大手3社の元代表取締役社長及び経営幹部経験者（注1）や、エンタメ・コンテンツ業界での元代表取締役社長及び経営幹部経験者（注2）に代表されるエンターテイメント業界に精通した経営陣を擁し、業界特有の企業経営ノウハウを豊富に有しております。また、業界内部の人脈を活かしたM&Aのソーシングや、PMI（Post Merger Integration）に必要な経営人材の獲得も可能となっております。
- ② M&A等の案件執行において、シナジーを織り込んだ事業計画の立案、各種デューデリジェンス、企業価値算定、取引条件の交渉、契約締結、クロージング並びに直接市場及び間接市場での資金調達といったM&A等に関する一連の手続きを主導できる経験豊富な役職員から構成されるチームを整備しております。
- ③ アミューズメント施設のDXを推進するための人材について、日本有数のIT企業において経験を重ねたエキスパートを豊富に有しております。

（注） 1. 当社代表取締役会長である片岡尚は株式会社イオンファンタジーの代表取締役社長を、株式会社GENDA GiGO Entertainment取締役会長である上野聖は株式会社セガ エンタテインメント（現・株式会社GENDA GiGO Entertainment）の代表取締役社長を、株式会社GENDA GiGO Entertainment代表取締役社長である二宮一浩は株式会社バンダイナムコアミューズメントの執行役員を務めた経験を有しております。

（注） 2. ギャガ株式会社代表取締役社長CEOである依田翼はエイベックス・ディー・ディー株式会社（現・エイベックス株式会社）の代表取締役会長兼社長を、当社取締役CCO兼コンテンツ&プロモーション事業最高責任者である佐藤雄三は株式会社TBWA\HAKUHODO代表取締役社長兼CEO及び株式会社博報堂執行役員を、株式会社フクヤホールディングス代表取締役社長である田中敬一郎は株式会社フクヤ代表取締役社長を務めた経験を有しております。

「エンタメ・プラットフォーム事業」及び「エンタメ・コンテンツ事業」でのM&Aを行い、GENDAならではのエンターテイメントのネットワークを構築してまいります。

「エンタメ・プラットフォーム事業」「エンタメ・コンテンツ事業」の主な事業内容を以下に記載しております。(2025年1月末時点)

セグメント名	事業内容	主な製品・サービス	グループ会社名	売上高 (2025年 1月期)
エンタメ・プラットフォーム事業	アミューズメント	アミューズメント施設の開発・運営	株式会社GENDA GiGO Entertainment 伍彩匯業(广州)貿易有限公司 Kiddleton, Inc. National Entertainment Network, LLC	100,871 百万円
	カラオケ	カラオケ施設の開発・運営 カラオケ機器流通	株式会社シン・コーポレーション 株式会社音通 株式会社音通エンタテイメント	
	フード&ビバレッジ(F&B)	エンターテイメントとしての飲食の提供	株式会社GENDA GiGO Entertainment 株式会社シトラム 株式会社レモネード・レモニカ 株式会社Sweet Pixels	
エンタメ・コンテンツ事業	キャラクターMD	IP、キャラクター商品の企画・販売	株式会社アレスカンパニー 株式会社フクヤ	14,462百万円
	コンテンツ&プロモーション	アニメの制作や出版を含むIP関連事業	株式会社ダイナモアミューズメント ギャガ株式会社	

「エンタメ・プラットフォーム事業」

(アミューズメント)

国内及び海外でアミューズメント施設の開発及び運営を行っております。

アミューズメント施設とは、アミューズメントマシン等の遊戯設備を設置してお客様に遊戯していただく営業を行う店舗及び施設です。GENDAの中核子会社である株式会社GENDA GiGO Entertainment(以下「GENDA GiGO Entertainment」)は、プライズゲーム機(景品を獲得することを目的としたアーケードゲーム)を中心に、テレビゲーム機(ビデオ画面を使用し、コインオペレーションにより営業するゲーム)、メダルゲーム機(メダルインアウト方式によるゲーム)及び音楽ゲーム機(ビデオ画面を使用し、ミュージックやサウンド・リズムを主体にしたゲーム)等様々なゲーム機をラインナップしたアミューズメント施設を有しております。GENDA GiGO Entertainmentの出店形態は、駅前に立地する店舗(都市型店

舗)、ショッピングセンター内に立地する店舗(ショッピングセンター型店舗)、及び郊外の幹線道路沿いに立地する店舗(ロードサイド型店舗)の3つに分類されます。そのため様々な立地に出店することが可能であり、日本全国で339店舗(2025年1月末時点、GENDA GiGO Entertainment以外のグループ会社が運営するアミューズメント施設を含む店舗数)を運営しております。今後も、賃料、人流及び周辺環境等を総合的に分析したうえで、積極的な出店を進めてまいります。

また、GENDA GiGO Entertainmentの子会社であるKiddleton, Inc.は、スタッフの常駐しないゲームコーナーであるミニロケの出店を積極的に進めております。2024年11月には、全米にミニロケを約8,000箇所展開するNational Entertainment Network, LLC(Claw Holdings, LLCを親会社とする企業グループ、以下「NEN」)を連結子会社といたしました。NENにおいては、グループイン直後より既存のプライズゲーム機からKiddleton式のプライズゲーム機への入替を推進した結果、入替を実施したミニロケの売上高は、入替前と比較し大きく伸長しております。米国以外でも台湾奇恭股份有限公司は、台湾において同施設を5店舗の新規出店、GiGO VIETNAM Co., Ltd.がベトナムに2店舗の新規出店を行うなど、GENDAのプラットフォームが海外でも着実に拡大しております。このような既存の国内外の店舗運営の強化はもちろん、M&Aによる事業規模拡大も引き続き進めてまいります。

さらに当社は、経験豊富なIT人材を多数擁し、DXによる顧客満足度の向上や店舗業務の効率化に取り組んでおります。彼らが内製化を手掛け、UI(ユーザーインターフェイス)及びUX(ユーザーエクスペリエンス)を大幅に改良した顧客向け会員アプリ「GiGOアプリ」における新規会員数は、2025年1月末時点で約112万人(前年同月末時点の1.6倍)となっております。

また、従業員向けアプリ「GiGO NAVI」の開発により、アナログ作業の残る店舗業務をスマートフォンで完結できるようにいたしました。具体的にはプライズゲーム機ごとの景品売上を管理し、各従業員のスマートフォンからリアルタイムで確認できるようにすることで、これまで経験と勘によって属人的に行っていた景品発注業務に関する最適化ができるようになりました。また、かかるアプリを導入した実験店舗においては、従前と比較し約62%の時間削減が実現できており、これにより、店舗従業員の接客以外に割いていた事務作業時間を短縮することができ、削減した時間を接客業務に充てることが可能になりました。

こういった取り組みを今後も展開することで、お客様により多くの「楽しさ」を提供できるよう邁進してまいります。

(カラオケ)

2024年2月にカラオケ施設を運営する株式会社シン・コーポレーション(以下「シン・コーポレーション」)を、2024年10月にはカラオケ機器の販売・レンタルを展開する音通グループ(株式会社音通を親会社とする企業グループ、以下「音通」)を連結子会社といたしました。シン・コーポレーションの運営する「カラオケBanBan」では、独自の料金パック施策やアミューズメント施設「GiGO」との相互送客施策等により集客力が向上したことに加え、ミニロケの設置やGENDAのグループ企業である株式会社レモネード・レモニカ(以下「レモネード・レモニカ」)や株式会社シトラム(以下「シトラム」)が取り扱う商品を飲食メニューに導入するなど、グループシナジーの極大化にも注力した結果、売上高が好調に推移いたし

ました。また、店舗網の拡大にも注力しており、新たな基幹店「カラオケBanBan蒲田駅東口店」（東京都大田区）等、2店舗の新規出店に加え、M&A（固定資産譲受）により3店舗を取得し、2025年1月末時点におけるカラオケ店舗数は368店舗となっております。さらに、2024年11月には、「カラオケBanBan」アプリのリニューアルを行いました。このリニューアルにより、会員IDを「GENDA ID」へ移管、2025年1月末時点で会員数は約68万人に達しております。また、音通においては、シン・コーポレーションとの取引の拡大に注力し、「カラオケ」における垂直統合が順調に進んでおります。

（フード&ビバレッジ (F&B)）

「エンタメとしての食」をお届けするプラットフォームとしてフードやドリンク等を提供する「フード&ビバレッジ(F&B)」を展開しております。

レモネード・レモニカは、レモネード飲料の企画及び開発、製造を行い、国内外にてレモネードの販売を行っております。株式会社Sweet Pixels（2025年1月に日本ポップコーン株式会社から社名変更）は、「ヒルバレー」ブランドにて国内のグルメポップコーン（味や香りなどのクオリティを高めた高価格帯ポップコーン）の製造・販売を行っております。直営店のほか、オンラインショップでの販売及びシネマコンプレックスを含む商業施設等における催事出店並びに卸売販売を行っております。また、GENDA GiGO Entertainmentのアミューズメント施設内物販店舗においての販売も行っております。

GENDA GiGO Entertainmentは、アミューズメント施設内での飲食物販売及び、人気のアニメやゲーム等IPコンテンツとコラボレーションしたカフェ形態の店舗を展開しております。

2024年5月に、酒類の輸入卸及び国内での販売を手掛けるシトラムを連結子会社といたしました。シトラムでは、人気のリキュール「クライナーファイグリング」の「カラオケBanBan」への卸売販売等、販路の拡大に注力いたしました。

「エンタメ・コンテンツ事業」

（キャラクターMD）

GENDAの主力事業である「アミューズメント」で重要なプライズゲーム（景品を獲得することを目的としたアーケードゲーム）におけるプライズ（景品）の企画・販売及び卸売事業等を展開しております。これまでグループ外の各取引先に発注していたプライズの発注をグループ内企業に落とし込むことで、GENDAのバリューチェーン上でシナジーを発現し、相互に事業拡大しております。

株式会社フクヤは、プライズ及び物販商品の企画や販売事業を展開しております。特にオリジナルプライズやライセンスキャラクタープライズに関する企画等に強みを有し、その強みを生かした推し活（好きなアイドルやキャラクターなどを応援する活動）グッズを「fanfancy+」ブランドで展開するほか、GENDA GiGO Entertainment とコラボレーションした推し活グッズ専門ショップ「fanfancy+ with GiGO」を展開しております。

株式会社アレスカンパニーは、主としてプライズの卸売事業を展開しており、全国各地の玩具・雑貨・食品等のメーカーからプライズ商品を仕入れ、全国のアミューズメント施設に対し、その時々でプライズとして展開するのに最適な玩具・雑貨・食品等の商品を提案し、これらをプライズとして卸売販売しております。

(コンテンツ&プロモーション)

エンターテインメント商流における上流に位置する領域に含まれるビジネスを展開しております。

ギャガ株式会社は、映画配給事業の他、邦画、アニメ、ゲームコンテンツの企画制作や、TVアニメを含む国内作品の海外販売、配信各社への作品提供並びに「プラス GAGA」及び「GAGA★ ONLINE STORE」等のECビジネスを展開しております。

株式会社ダイナモアミューズメントは、VRコンテンツ・体感型アトラクションの開発、運営事業を展開しており、体感型シアターアトラクションやVRアトラクション、インタラクティブゲーム等、映像を軸とした様々な「体験型コンテンツ」の企画・制作・販売を行っており、特にアトラクション型の映画鑑賞を体験できる MX4D®に関して、国内公開の邦画MX4D®のプログラムをほぼすべて手掛ける等の技術を有しております。

主要な営業所及び工場 (2025年1月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区東新橋一丁目9番1号
----	-----------------

② 子会社

株式会社 GENDA GiGO Entertainment	本社 東京都港区
Kiddleton, Inc.	本社 Dallas, Texas, U.S.A.
National Entertainment Network, LLC	本社 Broomfield, Colorado, U.S.A.
伍彩匯業(広州)貿易有限公司	本社 中華人民共和国広東省広州市
株式会社シン・コーポレーション	本社 東京都港区
株式会社音通	本社 大阪府大阪市北区
株式会社音通エンタテインメント	本社 大阪府大阪市北区
株式会社シトラム	本社 東京都港区
株式会社アレスカンパニー	本社 東京都港区
株式会社フクヤ	本社 東京都千代田区
ギャガ株式会社	本社 東京都港区

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権		
発行決議日		2018年10月1日	2021年4月1日		
新株予約権の数		1,985個	747個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,588,000株 (新株予約権1個につき 800株)	普通株式 597,600株 (新株予約権1個につき 800株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 1,800円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 199,200円 (1株当たり 249円)	新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 125円)		
権利行使期間		2018年10月5日から 2038年10月4日まで	2021年4月1日から 2031年3月31日まで		
行使の条件		(注) 1、2	(注) 1、3		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	1,985個	新株予約権の数	222個
		目的となる株式数	1,588,000株	目的となる株式数	177,600株
		保有者数	1名	保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	32,000株
		保有者数	一名	保有者数	1名

		第5回新株予約権	第6回新株予約権		
発行決議日		2021年12月27日	2021年12月27日		
新株予約権の数		196個	127,100個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 156,800株 (新株予約権1個につき 800株)	普通株式 1,016,800株 (新株予約権1個につき 8株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 2,400円	新株予約権1個当たり 15円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 149,600円 (1株当たり 187円)	新株予約権1個当たり 1,496円 (1株当たり 187円)		
権利行使期間		2022年1月24日から 2032年1月23日まで	2022年1月24日から 2032年1月23日まで		
行使の条件		(注) 1、4	(注) 1、5		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	25個	新株予約権の数	7,300個
		目的となる株式数	20,000株	目的となる株式数	58,400株
		保有者数	1名	保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個	
	目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株	
	保有者数	一名	保有者数	一名	

(注) 1. 2023年4月29日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該株式分割により調整しております。

2. 上記の第2回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）かつ、2024年2月1日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 割当日以降の決算期において初めて連結営業利益が10億円を超過した場合、新株予約権者は、当決算期の最終営業日における、当社の発行済株式総数の2.5%（但し、行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）分の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を上限として、行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたと

- き（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
 - 二. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
 - ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 上記の第 4 回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）かつ、2024年2月1日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、新株予約権者が上場日から2024年1月31日までの期間に当社を離職した場合（懲戒解雇を除く。）には、⑤の定めに関わらず、その割り当てられた新株予約権の3分の1に限り、2024年2月1日以降、これを行使することができるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ・ 2024年2月1日から上場日より1年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の1
 - ・ 上場日より1年経過後2年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の2
 - ・ 上場日より2年経過後から行使期間満了まで：割り当てられた新株予約権の全て
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
 - 二. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
- ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）かつ、2024年2月1日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約により、新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- イ. パターン(1)
- ・ 2024年2月1日から上場日より1年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の1
 - ・ 上場日より1年経過後2年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の2
 - ・ 上場日より2年経過後から行使期間満了まで：割り当てられた新株予約権の全て
- 但し、新株予約権者が上場日から2024年1月31日までの期間に当社を離職した場合（懲戒解雇を除く。）には、⑤の定めにと拘わらず、その割り当てられた新株予約権の3分の1に限り、2024年2月1日以降、これを行使することができるものとする。
- ロ. パターン(2)
- ・ 上場日より1年経過後2年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の1
 - ・ 上場日より2年経過後3年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の2
 - ・ 上場日より3年経過後から行使期間満了まで：割り当てられた新株予約権の全て
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
- イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なる認められる価格で行われる場合を除く。）。
- ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
- ニ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
- ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 上記の第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2024年1月期から2029年1月期までのいずれかの2事業年度において、EBITDAが、6,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができ。なお、ここでいうEBITDAについては、営業利益（但し、本新株予約権に係る株式報酬費用が連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益とする）に非資金項目（減価償却費、リース原価、リース投資原価、敷金償却費、のれん償却費）を足し戻した数値を参照するものとする。但し、適用される会計基準の変更等により、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当て時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当て時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当て時価を下回る価格となったとき。
 - ニ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当て時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役野村 彩氏は、和田倉門法律事務所の弁護士であり、株式会社ACES及び株式会社アンドパッドの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役嶋津 紀子氏は、株式会社Japan Search Fund Acceleratorの代表取締役社長であります。また、株式会社メディアプラス、株式会社フレスコ、株式会社ジェクティ及びエヌケー貿易株式会社

の社外取締役であり、一般財団法人ネクストジャパン・イニシアティブの理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役板垣 浩二氏は、合同会社Vista Plusパートナーズの代表社員CEO及びエンカレッジ・テクノロジー株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役松原 由佳氏は、ひふみ総合法律事務所の弁護士であり、株式会社ダイレクトマーケティングミックスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 野村 彩	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、指名・報酬諮問委員会1回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 嶋津 紀子	2024年4月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。 主に経営者としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 井畑 啓一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、また、監査役会14回のうち13回及び指名・報酬諮問委員会1回の全てに出席いたしました。 アミューズメント企業で長年にわたる財務経理部門での経験や、業界特性に関する専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 板垣 浩二	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会14回及び指名・報酬諮問委員会1回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム等について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 松原 由佳	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会14回及び指名・報酬諮問委員会1回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	107
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑦ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、株式会社音通は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営の効率化を図るとともに経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めていくことが長期的に企業価値向上につながるという考えのもと、下記の内部統制システムに関する基本方針を2021年9月17日開催の取締役会において決議しております。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 2. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 3. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 4. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
 5. 内部監査室は、GENDAグループにおける法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
 6. 人事部を情報提供先とする内部者通報制度「リスクホットライン」の利用を促進し、グループにおける法令違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 7. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、GENDAグループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて人事部は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 1. 情報セキュリティについては、「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
 2. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
4. 個人情報については、法令および「個人情報管理規程」「特定個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、GENDAグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
2. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
3. 管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門および子会社が行うリスク管理を横断的に支援する。
4. 事業部門および管理部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
5. 内部監査室は、事業部門および管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
6. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、GENDAグループのリスク管理の実施について監督する。
7. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会及び監査役会において報告する。
8. 事業部門および管理部門は、GENDAグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役会に報告する。
9. 内部監査室は、GENDAグループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

1. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
2. 執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、グループ経営会議で確認し、取締役会に報告する。

3. 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
4. 執行役員および使用人の職務権限の行使は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

⑤ GENDAグループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、「関係会社管理規程」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
2. 当社は、GENDAグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
3. GENDAグループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行う。
4. 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
5. 内部監査室は、GENDAグループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。
6. 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、GENDAグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。
7. 当社は、GENDAグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門および子会社は、関連する関連部門の支援の下で、これを実施する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
2. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役、執行役員および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
2. リスク管理組織長は、GENDAグループにおける内部者通報制度「リスクホットライン」の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会委員長及び内部監査室長は、GENDAグループの取締役に法令違反等の事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告する。
3. 内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、GENDAグループの取締役、執行役員および使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
2. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
3. 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。
4. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

上記体制に関する運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 内部統制システム全般について
当社及び主な当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進める。
2. コンプライアンスについて
当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、毎月のグループ経営会議において必要に応じてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会より、ハラスメントやインサイダー取引等の法令遵守や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行う。
3. 内部監査について
他の執行機関から独立して設置された内部監査室により、期初に定めた内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、指摘した事項については、改善状況のフォローアップを行う。また、監査結果は代表取締役への報告や監査役会との情報連携、社

内外取締役との連携を定期的に行うと共に、意見交換を実施している。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当による利益分配につきましては、成長戦略の柱であるM&Aを見据えた将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、常に株式価値の向上を念頭に置き、事業投資と配当を比較し、その時々で最適な資本配分を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、配当対比で株式価値向上に資する有効な事業投資が多数存在している状況であるため、株式価値向上に向けた最適な資本配分の観点から、配当を実施しておりません。一方、株主資本コストが事業投資のリターンを上回った場合は、手元資金を事業へ再投資せず、株主の皆様へ配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその開始時期については未定であります。なお、株主還元という観点で、自社株買いについても付言いたします。考え方は配当とおおむね同様ですが、当社の株式価値が著しく低下している場合などには、M&Aによる他社株式の取得よりも自社株式の取得に資金を振り向けられた方が投資リターンが高く、結果的に株式価値向上の効果が高いと判断される場合があります。株主還元を適時にピンポイントで狙えるという機動性から、自社株買いは配当対比で株式価値の向上効果が高いと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	2,160	3,234	14,024	△0	19,419
当連結会計年度変動額					
新株の発行	5,275	5,275			10,550
株式交付による増加		3,200			3,200
親会社株主に帰属する当期純利益			3,304		3,304
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の増資による持分の増減		0			0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,171			△1,171
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	5,275	7,303	3,304	△0	15,882
当連結会計年度末残高	7,436	10,538	17,328	△0	35,302

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整	換算算定			
当連結会計年度期首残高	△0	8	7	5	231	19,664
当連結会計年度変動額						
新株の発行						10,550
株式交付による増加						3,200
親会社株主に帰属する当期純利益						3,304
自己株式の取得						△0
連結子会社の増資による持分の増減						0
連結子会社株式の取得による持分の増減						△1,171
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3	172	168	△1	△23	142
当連結会計年度変動額合計	△3	172	168	△1	△23	16,025
当連結会計年度末残高	△3	180	176	4	207	35,690

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	30社
主要な連結子会社の名称	株式会社GENDA GiGO Entertainment Kiddleton, Inc. National Entertainment Network, LLC 伍彩匯業(広州)貿易有限公司 株式会社シン・コーポレーション 株式会社音通 株式会社音通エンタテイメント 株式会社シトラム 株式会社アレスカンパニー 株式会社フクヤ ギャガ株式会社

新たに株式及び持分を取得したことによりNational Entertainment Network, LLC、株式会社シン・コーポレーション、株式会社音通、株式会社音通エンタテイメント及び株式会社シトラム他8社を、新たに設立したことにより3社を、それぞれ連結の範囲に含めております。

吸収合併に伴い消滅したことにより3社を、重要性が乏しくなったため1社を、実質支配力基準により支配していると認められなくなったため1社を、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	GENDA Capital1号有限責任事業組合 LEMONADE LEMONICA UK LIMITED 台灣福屋有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 GENDA Capital1号投資事業有限責任組合

GENDA Capital1号投資事業有限責任組合は、実質支配力基準により支配していると認められなくなったため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称 GENDA Capital1号有限責任事業組合
LEMONADE LEMONICA UK LIMITED
台灣福屋有限公司

持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kiddleton, Inc.、National Entertainment Network, LLC及び伍彩匯業(広州)貿易有限公司他3社の決算日は12月末日、株式会社デジユニットの決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

台灣奇恭股份有限公司他1社の決算日は、12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。匿名組合出資金については、匿名組合への出資時に営業投資有価証券を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額が利益である場合には、売上高に計上するとともに同額を営業投資有価証券に加算し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額が損失である場合には、売上原価に計上するとともに同額を営業投資有価証券から減額しております。

② 棚卸資産

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品及び仕掛品（映像使用権を含む）

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸資産	2～47年
建物及び構築物	1～47年
工具、器具及び備品	1～20年
アミューズメント施設機器	1～12年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

米国会計基準を適用している在外連結子会社における使用権資産については、米国会計基準ASC第842号「リース」を適用し、リース期間にわたり米国会計基準に基づく償却方法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

重要な収益の計上基準は、次のとおりであります。

なお、それぞれの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① アミューズメント

アミューズメント施設内のアミューズメントマシンをお客様がプレイした時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

② カラオケ

カラオケ施設内のカラオケ機器をお客様が利用し、対価を受領した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

また、カラオケ機器のレンタルによる収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、収益の認識を行っております。

③ F&B (フード&ビバレッジ)

食品等の販売については、顧客へ当該商品の引渡し時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

また、フランチャイズ加盟店からは、店舗運営に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行い、ロイヤリティを受領しております。このようなロイヤリティ収入については、加盟店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

④ キャラクターMD

景品等の販売については、顧客へ当該商品の引渡し時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

⑤ コンテンツ&プロモーション

映画の配給については、主に映画興行会社に対して映像作品を劇場公開する権利を許諾しており、当該許諾料である配給収入は、映画興行会社の興行収入に一定割合を乗じた金額であり、映画興行会社が興行収入を認識した時点で映画興行会社から興行収入の報告を受け、収益を認識しております。

プロモーションについては、主に制作したデザインや景品等の納品によるものであり、顧客へデザインや景品を納品した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、確定給付型の制度として積立型の確定給付企業年金制度及び非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職一時金の給付額の一部に中小企業退職金共済制度からの給付額を充当しております。また、一部の連結子会社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算については簡便法を採用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～17年間の定額法により償却を行っております。

④ 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号2019年6月28日）を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度まで、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「土地」（前連結会計年度1百万円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「リース投資資産」（当連結会計年度555百万円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「長期貸付金」（当連結会計年度39百万円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「助成金収入」（当連結会計年度2百万円）は金額的重要性

が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	31,466百万円
無形固定資産	21,290百万円
内 のれん	18,136百万円
減損損失	615百万円

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産（のれんを含む）のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、将来の事業計画に基づくキャッシュ・フロー等の見積りを基礎として、減損の認識の要否の判定を実施しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、計画等の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、有形固定資産及び無形固定資産（のれんを含む）の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産（映像使用权を含む）	8,235百万円
----------------	----------

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産を収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しておりますが、営業循環過程から外れた棚卸資産については、滞留期間及び販売実績等に基づき決定した方針により、帳簿価額を切下げる方法によって評価しております。

棚卸資産の評価にあたっては、現在入手可能な情報に基づき判断しており、流行やお客様の嗜好の変化や経済及びその他の事象又は状況の変化等により、棚卸資産の収益性の低下が生じた場合には、翌連結会計年度における棚卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

一部の連結子会社は、当連結会計年度より、アミューズメント施設機器の耐用年数をより実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に変更しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ652百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 44,052百万円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントライン 契約の総額	4,700百万円
借入実行残高	972百万円
差額	3,727百万円

3. 財務制限条項

(1) 当社が金融機関と締結している貸出コミットメントライン契約、シンジケートローン契約、コミットメントライン型タームローン契約及び短期借入金には、次の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において財務制限条項には抵触しておりません。

① 貸出コミットメントライン契約 (2,500百万円)、シンジケートローン契約 (2,900百万円)

- ・各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

② シンジケートローン契約 (14,000百万円)、コミットメントライン型タームローン契約 (6,705百万円)、短期借入金 (3,497百万円)

- ・各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上、かつ、各年度の決算期の期末における連結貸借対照表上ののれん金額以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 当社の連結子会社が金融機関と締結している貸出コミットメントライン契約 (10,000千円) には次の財務制限条項が付されており、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触しておりますが、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をしない旨の同意を得ております。

- ・各年度の決算期における単体の損益計算書の当期純利益が2期連続して損失とならないようにすること、または、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。

(連結損益計算書に関する注記)

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
アミューズメント施設	国内	建物及び構築物	157
		工具、器具及び備品	19
		その他	10
	米国	建物及び構築物	16
		工具、器具及び備品	6
		アミューズメント施設機器	48
		ソフトウェア	0
	台湾	建物及び構築物	18
工具、器具及び備品		1	
カラオケ施設	国内	建物及び構築物	114
		工具、器具及び備品	5
		その他	5
賃貸資産	国内	賃貸資産	115
のれん	国内	のれん	69
	米国	のれん	24
合計			615

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産等については個別の物件ごと、のれんについては個別に資産のグルーピングをしております。上記のアミューズメント施設、カラオケ施設、賃貸資産及びのれんは、今後生じると見込まれる将来キャッシュ・フローが減少したことにより収益性が低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを5.6%～8.1%で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

78,304,850株

(注) 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,812,800株

(注) 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、設備投資計画等に基づき、必要な資金を主として銀行借入れにより調達しております。

当社グループは、債権管理規程に従い、売掛金及び敷金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、相手先ごとに期日及び残高管理を実施する等、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 敷金	10,814	10,432	△382
② 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(37,477)	(37,115)	362

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	261百万円

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価(*)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷金	－	10,432	－	10,432
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	(37,115)	－	(37,115)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	エンタメ・プラットフォーム	エンタメ・コンテンツ	計		
主要なサービス					
アミューズメント	74,513	－	74,513	－	74,513
カラオケ	21,898	－	21,898	－	21,898
フード&ビバレッジ	3,597	－	3,597	－	3,597
キャラクターMD	－	6,797	6,797	－	6,797
コンテンツ&プロモーション	－	3,766	3,766	－	3,766
その他	－	－	－	1	1
顧客との契約から生じる収益	100,009	10,564	110,573	1	110,574
その他の収益 (注) 2	797	414	1,212	－	1,212
外部顧客への売上高	100,806	10,979	111,785	1	111,786

(注) 1. 「その他」の区分は、事業セグメントに属しない全社収益であります。

2. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度	期首残高	期末残高
契約負債	455	621

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、455百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 453円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円32銭 |

(注) 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換による完全子会社化)

当社は、2024年12月24日開催の取締役会に基づき、外貨両替機事業を運営する株式会社アクトプロ（以下、「アクトプロ」）の発行済株式の一部を取得し、その後、当社を株式交換完全親会社、アクトプロを株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」）を実施し、2025年3月3日に完全子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アクトプロ

事業の内容：外貨両替機事業

(2) 企業結合を行った主な理由

インバウンド客の国内観光を支えるプラットフォームである外貨両替機事業と、インバウンド客の多いアミューズメント施設等とのシナジーの極大化を加速することを目的としております。また、外貨両替機事業は当社が展開中のミニロケとビジネスモデルが類似しており、GENDAが保有する営業網やノウハウの共有等により双方の利益の伸長が期待できます。

(3) 企業結合日

2025年3月3日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得：現金を対価として株式取得

株式交換：当社を株式交換完全親会社とし、アクトプロを株式交換完全子会社とする簡易株式交換

- (5) 結合後企業の名称
株式会社SMART EXCHANGE

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	－%
現金対価により取得した議決権比率	29.3%
株式交換により取得した議決権比率	70.7%
取得後の議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式取得及び株式交換により、アクトプロの議決権の100%を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	1,574百万円
取得の対価（当社普通株式）	3,797百万円
取得原価	5,371百万円

3. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アクトプロ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当て比率 (株式交換比率)	1	3.94
本株式交換により交付する 株式数	当社普通株式：1,393,002株	

- (注) 1. 当社は、アクトプロの普通株式1株に対して、当社普通株式3.94株を割当交付します（但し、株式交換の効力発生日時点において当社が保有するアクトプロの普通株式を除きます。）。
2. 当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式1,393,002株を割当交付いたしました。当社が交付する株式については、新規の株式1,393,002株の発行を行いました。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

本株式取得及び本株式交換の株式交換比率の公平性・妥当性を確保するため、当社及びアクトプロから独立した第三者算定機関としてブリッジコンサルティンググループを選定し、株式価値の算定を依頼しました。ブリッジコンサルティンググループから提出を受けた株式価値の算定結果、及びアクトプロに対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、アクトプロの財務状況や将来の見通し等を総合的

に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年3月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が当社株式により投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ること、またそれに伴い株主優待制度による株主還元を向上することを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	81,329,852株
株式分割により増加する株式数	81,329,852株
株式分割後の発行済株式総数	162,659,704株
株式分割後の発行可能株式総数	508,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額	226円54銭
2. 1株当たり当期純利益	22円66銭

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>254,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>508,000,000株</u> とする。

③ 定款変更の日程

取締役会決議日	2025年3月12日
効力発生日	2025年4月1日

(4) その他

① 資本金額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を2025年4月1日以後、次のとおり調整いたします。

新株予約権（発行決議日）	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権（2019年7月24日）	10円	5円
第4回新株予約権（2021年4月1日）	125円	63円
第5回新株予約権（2021年12月27日）	187円	94円
第6回新株予約権（2021年12月27日）	187円	94円

(その他の注記)

(企業結合等に関する注記)

株式会社シン・コーポレーションの株式取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
株式会社シン・コーポレーション	カラオケ施設の運営等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社シン・コーポレーション（以下「シン・コーポレーション」）は全国に368店舗（2025年1月末時点）を展開するカラオケチェーン「カラオケBanBan」を運営しております。同社の株式取得により、株式会社GENDA GiGO Entertainmentと店舗開発やキャンペーン等を共同で実施することにより、両社のエンターテイメント施設への顧客数増加等の相乗効果を実現できるものと考えております。「世界一のエンターテイメント企業」を目指す当社グループが、シン・コーポレーションの有する「エンタメ・プラットフォーム」であるカラオケ施設を活用し、お客様へ新たなエンターテイメントをお届けすることを目指してまいります。

(3) 企業結合日

2024年2月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

78.59%

なお、2024年5月31日に13.72%、2024年6月30日に4.61%、2024年12月1日に3.08%を追加取得したことにより、議決権比率が100%となりました。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2024年2月1日～2025年1月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,108 百万円
取得原価		5,108

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 15百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

4,684百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	5,743 百万円
固定資産	7,765
資産合計	13,508
流動負債	7,063
固定負債	5,905
負債合計	12,969

株式会社シトラムの株式取得及び株式交付による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
株式会社シトラム	酒類の輸入卸及び国内での販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社シトラム（以下「シトラム」）の主な事業は、若者に人気のあるリキュール「クライナーファイグリング」の日本における正規販売代理事業であります。同社の取得により、当社グループの「フード&ビバレッジ（F&B）」領域と小売販売の強化やサプライチェーンの最適化を行うことで、双方の事業規模拡大が期待できます。

(3) 企業結合日

2024年5月1日 支配獲得

2024年7月30日 追加取得

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得及び当社を株式交付親会社とし、シトラムを株式交付子会社とする株式交付

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

支配獲得時に取得した議決権比率 20%

支配獲得後に追加取得した議決権比率 80%

取得後の議決権比率 100%

支配獲得時の議決権比率は50%未満ですが、株主間契約書等で株主総会における当社の議決権行使に同意している者の議決権比率が80%であり、実質的支配力基準により2024年5月1日より当社の連結子会社に該当しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金及び株式交付により株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年5月1日～2025年1月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	支配獲得に伴い支出した現金	800 百万円
	追加取得に伴い交付した当社株式	3,200
取得原価		4,000

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 173百万円

5. 株式の種類別の交付比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交付比率

シトラムの普通株式1株：当社の普通株式16,583.75株

(2) 株式交付比率の算定方法

本株式交付における株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びシトラムから独立した第三者算定機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社による株式交付比率を参考に、両社で協議の上、決定いたしました。

(3) 交付した株式数

1,990,050株

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

844百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,550 百万円
固定資産	5
資産合計	3,555
流動負債	516
固定負債	—
負債合計	516

8. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

(1) 条件付取得対価の内容

取得の対価には、条件付対価を含めておりません。条件が成立した場合、最大1,000百万円の条件付取得対価（アーンアウト対価）が発生する契約であり、現時点では確定しておりません。

(2) 会計方針

取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

株式会社音通の株式取得による企業結合

当社は、2024年6月27日付の取締役会決議に基づき、株式会社音通（以下、「音通」）の普通株式を公開買付けにより取得し、スクイーズアウトによる買取りにより、音通を完全子会社といたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
株式会社音通	カラオケ関係事業、スポーツ事業及びIP事業

(2) 企業結合を行った主な理由

音通は、音通及び3社の関係会社で構成されており、主な事業は、業務用カラオケ分野の全メーカー商品を取扱い、カラオケボックス・スナック・ホテル宴会向けにカラオケ機器の販売とレンタルを行うカラオケ関係事業であります。株式会社シン・コーポレーションが運営しているカラオケBanBanへの機器導入の推進や、当社グループの「カラオケ」領域におけるのロールアップM&Aに伴うネットワーク拡大及び取扱機器台数の増加を期待できます。

(3) 企業結合日

2024年8月19日（みなし取得日 2024年9月30日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

2024年8月19日	72.92%
2024年12月1日	27.08%
取得した議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2024年10月1日～2025年1月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,388 百万円
取得原価		6,388

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 271百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額
3,591百万円

当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

17年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,479 百万円
固定資産	3,002
資産合計	5,481
流動負債	1,269
固定負債	1,436
負債合計	2,705

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

Claw Holdings, LLCの持分取得による企業結合

当社は、2024年6月11日開催の取締役会に基づき、当社の連結子会社であるKiddleton, Inc.（以下「Kiddleton」）が、National Entertainment Network, LLC（以下「National Entertainment Network」）を傘下に有すClaw Holdings, LLC（以下「Claw Holdings」）の持分の100%を、2024年11月1日に取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
Claw Holdings, LLC	アミューズメント施設の運営等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループにて米国ミニロケ事業を行うKiddletonは、米国にてミニロケを展開しており、従来は米国の市場に存在しなかった日本式の小型プライズゲーム機や「Kawaii」デザインの景品を提供するなど、独自性を持って事業展開しております。

一方で、National Entertainment Networkは、米国にて約10,000箇所のミニロケを展開しWalmart、Kroger及びDenny'sなどの米国大手企業との取引があります。また、全米をカバーするメンテナンスネットワークを有しており、ゲーム機器の修理、ラッピング、保管を行う自社工場も有しております。さらに、DX化にも取り組んでおり、積極的な事業拡大と革新的な姿勢を持つオペレーターであります。

同社の取得により、同社が有する全米のネットワークにKiddletonのノウハウを組み込み、メンテナンスネットワークの統合、現金回収やプライズ補充などのオペレーションの統合、Kiddletonを含む当社グループのプライズ調達機能及びゲーム機器調達機能の活用、クレジットカードリーダーの設置やデジタル会員制度の推進など、更なるシナジー効果の発現により、当社グループの企業価値向上が期待されます。

(3) 企業結合日

2024年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が、現金を対価として持分を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年11月1日～2025年1月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,337 百万円
取得原価		3,337

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 337百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,322百万円

当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,682 百万円
固定資産	4,343
資産合計	7,026
流動負債	2,570
固定負債	2,441
負債合計	5,011

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	2,160	3,387	915	4,302	△121	△121	△0	6,341	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	5,275	5,275		5,275				10,550	
株式交付による増加		3,200		3,200				3,200	
当 期 純 利 益					421	421		421	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	5,275	8,475	-	8,475	421	421	△0	14,171	
当 期 末 残 高	7,436	11,862	915	12,777	299	299	△0	20,512	

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	その他有価 証券差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	-	-	5	6,346
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				10,550
株式交付による増加				3,200
当 期 純 利 益				421
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7	△7	△1	△9
当 期 変 動 額 合 計	△7	△7	△1	14,162
当 期 末 残 高	△7	△7	4	20,509

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法（ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金等となります。

経営指導料については、契約内容に応じたサービスの子会社へ提供することが履行義務であり、経営指導料等の提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。受取配当金に

については配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度518百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	22,946百万円
関係会社短期貸付金	11,374百万円
関係会社長期貸付金(1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含む)	12,382百万円
関係会社株式評価損	305百万円
貸倒引当金繰入額	14百万円

(注) 貸倒引当金繰入額は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、対象会社の財政状態が著しく悪化した場合に、実質価額が将来の利益計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額し、当該金額を関係会社株式評価損として計上しております。関係会社貸付金の評価は、対象会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、利益計画等に基づき回収可能性を判断したうえで、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。

これらは将来の不確実な経済環境や当該関係会社の経営状況の変動などによって影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

被保証者	保証金額	内容
株式会社GENDA GiGO Entertainment	4,456百万円	金融機関からの借入
株式会社GENDA GiGO Entertainment	0百万円	建物の賃貸借契約
株式会社シン・コーポレーション	1,370百万円	金融機関からの借入
株式会社シン・コーポレーション	30百万円	金融機関からの社債
株式会社アレスカンパニー	416百万円	金融機関からの借入
ギャガ株式会社	90百万円	金融機関からの借入
Kiddleton, Inc.	202百万円	建物の賃貸借契約
計	6,567百万円	

3. 併存的債務引受による連帯債務

2021年8月1日付の弊社を分割会社、株式会社GENDA Gamesを承継会社とする吸収分割、並びに2024年6月1日付の株式会社GENDA Gamesを分割会社、株式会社アレスカンパニーを承継会社とする吸収分割により、同社が承継した長期借入金について、次のとおり併存的債務引受けを行っております。

株式会社アレスカンパニー 447百万円

4. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関との銀行取引に関連し、債務保証枠を設定しております。なお、当事業年度末における保証の極度額と実行残高は次のとおりであります。

Kiddleton, Inc.	
極度額	1,544百万円
実行残高	772百万円
伍彩匯業(広州)貿易有限公司	
極度額	105百万円
実行残高	－百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,221百万円
長期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	112百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	2,866百万円
営業費用	98百万円
営業取引以外の取引高	2,538百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	188株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	93百万円
資産除去債務	24百万円
未払事業税	14百万円
投資有価証券評価損	3百万円
未払費用	1百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	146百万円
評価性引当額	△125百万円
繰延税金資産合計	20百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△20百万円
関係会社株式売却益	△20百万円
繰延税金負債合計	△40百万円
繰延税金負債の純額	△20百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 GENDA GiGO Entertainment	所有 直接 100%	経営指導 システム開発の受託 取締役の派遣 監査役の兼任 資金の貸付 (CMS) 債務保証	経営指導 (注) 1	1,335	売掛金	408
				受取配当金	550	未収入金	400
				CMS資金貸借 (注) 2	17,599	関係会社短期 貸付金	9,023
						1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	958
						関係会社長期 長期貸付金	7,618
				CMS利息の受取 (注) 2	110	未収利息	19
				子会社株式の 売却 (注) 3	2,288	-	-
債務保証 (注) 4	4,457	-	-				
子会社	株式会社シン・ コーポレーショ ン	所有 直接 96.92% 間接 3.08%	経営指導 システム開発の受託 取締役の兼任 資金の貸付 資金の借入 (CMS) 債務保証	経営指導 (注) 1	330	売掛金	111
				資金の貸付 (注) 5	3,000	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	600
						関係会社長期 長期貸付金	2,200
				利息の受取 (注) 5	15	未収利息	2
				CMS資金貸借 (注) 2	1,281	関係会社短期 借入金	1,281
				CMS利息の支払 (注) 2	0	未払利息	-
				債務保証 (注) 4	1,400	-	-
子会社	株式会社 シトラム	所有 直接 100%	経営指導 取締役の派遣 監査役の兼任 資金の借入 (CMS)	CMS資金貸借 (注) 2	2,738	関係会社短期 借入金	2,738
				CMS利息の支払 (注) 2	4	未払利息	-
子会社	株式会社アレ スカンパニー	所有 直接 100%	経営指導 監査役の兼任 資金の貸付 (CMS) 債務保証	債務保証 (注) 4	863	-	-

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ギャガ株式会社	所有 直接 78.05%	管理業務の受託 取締役の兼任 監査役の兼任 資金の貸付 資金の貸付 (CMS) 債務保証	資金の貸付 (注) 5	1,250	関係会社長期 貸付金	-
				資金の回収 (注) 5	1,950		
				利息の受取 (注) 5	12	未収利息	-
				CMS資金貸借 (注) 2	1,914	関係会社短期 貸付金	1,657
						1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	42
						関係会社長期 長期貸付金	214
CMS利息の受取 (注) 2	9	未収利息	0				
子 会 社	Kiddleton, Inc.	所有 間接 100%	経営指導 取締役の派遣 債務保証	増資の引受 (注) 6	1,747	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料については、経営規模、業界動向等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。

2. CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) 資金貸借については、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略し期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 子会社株式の売却価額については、妥当性を確保するために、直近取引時の時価を参考に取引価格を算定しております

4. 営業取引に対する債務及び金融機関からの借入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額は、期末残高の債務残高を記載しております。

5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

6. 増資の引受には、デット・エクイティ・スワップによる現物出資を含んでおります。なお、当該株式は期中で子会社に売却しております。

2 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	申 真 衣	被所有 直接 4.54%	当社代表取締役	ストック・オプションの権利行使 (注)	395	-	-
役員	渡 邊 太 樹	被所有 直接 0.31%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使 (注)	42	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2018年10月5日及び2021年4月1日開催の当社取締役会の決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 261円86銭

1株当たり当期純利益 5円78銭

(注) 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 (重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(企業結合等に関する注記)

企業結合等に関する注記については、「連結注記表 (企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月26日

株式会社GENDA
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	山 本	公 太
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	畑 村	国 明
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	古 屋	大 造
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社GENDAの2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GENDA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月26日

株式会社GENDA
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	山 本	公 太
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	畑 村	国 明
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	古 屋	大 造
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GENDAの2024年2月1日から2025年1月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2024年2月1日から2025年1月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する事業報告の記載内容及び不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月26日

株式会社GENDA 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井畑 啓一

社外監査役 板垣 浩二

社外監査役 松原 由佳

以 上